

奈良県告示第二百五十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに関係地区又は地元地区を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十年九月十九日

奈良県知事 荒井正吾

第一 河川

奈内共第六十一号

一 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	ふな漁業	右 同
右 同	わかさぎ漁業	右 同

2 漁場の位置

奈良市及び天理市

3 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間、榑川の本流並びに基点第五号と基点第六号を結ぶ線から榑川の本流までの導水路の区域

- 基点第一号 奈良市虚空蔵町シヤバミ三九三番地の一と榑川右岸との接点
- 基点第二号 奈良市高樋町扇山助市一六二二番地の一と榑川左岸との接点
- 基点第三号 天理市和爾町八五二番地の二と榑川右岸との接点
- 基点第四号 天理市和爾町八六四番地の五と榑川左岸との接点

基点第五号 天理市岩屋町五二六番地及び五二七番地にある橋の南側の地覆と導水路右岸との接点から十メートル上流の地点と導水路右岸との接点

基点第六号 天理市岩屋町五二六番地及び五二七番地にある橋の南側の地覆と導水路左岸との接点から十メートル上流の地点と導水路左岸との接点

二 免許予定日

平成二十一年一月一日

三 免許申請期間

平成二十年九月二十二日から同年十一月二十一日まで

四 関係地区

大和郡山市石川町、白土町、発志院町、中城町、横田町、櫟枝町及び新庄町並びに天理市櫟本町

備考

免許の存続期間は、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までとする。

第二 ため池

一 奈内区第一号

1 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	こい養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	ふな養殖業	右 同

(二) 漁場の位置

生駒市高山町

(三) 漁場の区域

高山ため池

2 免許予定日

平成二十一年一月一日

3 免許申請期間

平成二十年九月二十二日から同年十一月二十一日まで

4 地元地区

生駒市高山町

備考

免許の存続期間は、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までとする。

二 奈内区第二号

1 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	きんぎょ養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

生駒郡斑鳩町法隆寺

(三) 漁場の区域

桜池

2 免許予定日

平成二十一年一月一日

3 免許申請期間

平成二十年九月二十二日から同年十一月二十一日まで

4 地元地区

生駒郡斑鳩町法隆寺

備考

免許の存続期間は、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

とする。

三 奈内区第三号

1 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	こい養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	ふな養殖業	右 同

(二) 漁場の位置

生駒郡斑鳩町三井

(三) 漁場の区域

斑鳩ため池

2 免許予定日

平成二十一年一月一日

3 免許申請期間

平成二十年九月二十二日から同年十一月二十一日まで

4 地元地区

生駒郡斑鳩町三井

備考

免許の存続期間は、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までとする。

四 奈内区第四号

1 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

第二種区画漁業	こい養殖業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	ふな養殖業	右 同

(二) 漁場の位置

生駒郡斑鳩町三井

(三) 漁場の区域

五ヶ村池

2 免許予定日

平成二十一年一月一日

3 免許申請期間

平成二十年九月二十二日から同年十一月二十一日まで

4 地元地区

生駒郡斑鳩町三井

備考

免許の存続期間は、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までとする。

五 奈内区第五号

1 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	きんぎょ養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

磯城郡三宅町伴堂

(三) 漁場の区域

伴堂池

2 免許予定日

平成二十一年一月一日

3 免許申請期間

平成二十年九月二十二日から同年十一月二十一日まで

4 地元地区

磯城郡三宅町伴堂

備考

免許の存続期間は、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までとする。